### HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	沢庵と武家
著者	船岡,誠
引用	北海学園大学人文論集,23・24: A121-A140
発行日	2003-03-31

## 沢庵と武家

### はじめに

紫衣事件がある。沢庵はその紫衣事件の当事者の一人であった。 二年(一六四五)という時期は、まさに近世的統一権力の確立 はなく、「天下を統治する」側面を強調した概念として使用する。 過程でおきた諸問題がみえてくるのではないか。 そこで沢庵と武家との関係をうかがうなかに、 程でさまざまな矛盾、 過程ともいうべき時期であった。その近世的統一 ける矛盾などが表面化した。その矛盾の象徴的なものの一つに 「主従関係とそのエートスを持ち続ける」「武士」という意味で 沢庵の生きた時期、すなわち天正元年(一五七三)から正保 本稿は 「沢庵と武家」と題するが、ここでいう「武家」は、 たとえば王法と仏法の矛盾、 統一 また武家が沢 権力の確立過 一権力の確立 朝幕間にお

それぞれ明らかにしたいと思う。

庵の君臣論」では「上中下三字説」を中心に沢庵の君臣論を、格や宗教者沢庵の存在を浮き彫りにできるのではないか。「沢庵と家光」では将軍家光と沢庵との関係を、三、「沢庵と細川る檀那」である小出氏とくに吉英との関係を、三、「沢庵と細川る檀那」である小出氏とくに吉英との関係を、三、「沢庵と細川る檀那」である小出氏とくに吉英との関係を、三、「沢庵と細川の大師をとって、武家のもつ時代的性庵に何を期待したかをみることによって、武家のもつ時代的性庵に何を期待したかをみることによって、武家のもつ時代的性

船

岡

誠

# 一、「紀年録」にみる武家との交渉

交渉を概観してみたい。本的伝記史料である。この「紀年録」によって沢庵と武家との本的伝記史料である。この「紀年録」によって沢庵に関する基年の慶安元年(一六四八)に執筆したもので、沢庵に関する基「東海和尚紀年録」は、沢庵の俗弟子武野宗朝が、沢庵没後三

0 لح 琮 歌百首の評を乞うたとある。 から、 が が まず慶長七年(一六〇二) 派の彦老」であり、 充分考えられることであるが、 沢庵出世 沢庵三〇歳のときに細川 幽斎との 関係は、 の際の推薦人であっ 他にそれを裏付けるも 网 斎 0) 第玉甫 幽斎に たこ 紹 和

焚くの 万歳」 大将軍 と述べ 奉勅 皇 でなく 上皇帝聖躬万歳万歳万万歳」と述べ、将軍香では 同 入寺するが、 0) 、ている。 とほぼ定型化しており、 が慣例になってい 長寿を祈祷する祝聖や 将軍香も焚いていることが注目される。 四年玉甫の推薦によって、 専祈:武威:。 禅宗では中国以来、 このとき祝聖香 伏惟增,旌旗光,。 . る。 祝聖は 師 沢庵もこれを踏襲して の報恩の意味をこめ 沢庵は大徳寺一五三世として 開堂・入寺の際に、 勅使香・檀那香や嗣香だけ 「今上皇帝聖躬万歳万歳万 国家権威長帰,,源氏 祝聖香では 奉上為 V 7 皇帝(天 る。 嗣香を 征 · 今 祝 夷

> Ž の沢庵が幕府を認めていなかったのではないかと漠然と考えて 抵抗した事実とか後述の微妙な王法論などから、 聖と嗣 に帰す」 12 なくもない。 したがって沢庵の場合もそうした慣例に従っただけと理解され 百寮」と抽象的に網羅したり、 れは大坂の陣以前の段階でのことで、「 たこともあって、 香だけの と明言しているのである。 かし沢庵がのちに紫衣事件で幕府に真っ向 事例も多い この将軍香の記事は驚きであった。 が、 将軍や檀越を加える事例も多い。 夢窓のように 国家の権威が長く 「諸位尊 紫衣事 しかも 子件以前 官文武 源氏 か 5

してい 豊臣秀頼の招聘(慶長一六年)、 で焼失した南宗寺を再興 出吉英の父吉政葬儀への布施で南宗寺鐘楼を建立したり を意識していたのではないかと思われる。 問を避け(元和元年)、 大安寺に避け し住持に招聘(同年)、ともに固辞している。 八年)、 大徳寺への出世後は沢庵に武家からの る(元和三年)。 吉英に勧め出石宗鏡寺を再興 同一 七年)、 黒田長政の太宰府崇福寺 この時期の沢庵は聖 (元和三年) 岸和田城主 細川忠興が父のために一 したりしては (小出吉英)・侍士 働きかけが多くなる。 (元和二 玉胎長養 もっともこの 浅野幸長の訪問 への招聘を 年、 (悟後の修行 大坂 るが 寺建立 間 (慶長 0) 0) 小 退 訪 陣 を

寛永三年 (一六二六)

大御所秀忠は大徳寺妙心寺の

)出世·

を

厳

れたが、 たから、 徳寺諸法度(妙心寺諸法度)」が遵守されていない 禁した。 Ш 光の沢庵 の家光上洛中に沢 情を買ったばかりではなく、 藩にそれぞれ預かりとなる。 室は陸奥棚倉藩、 は「大徳寺諸法度」に逐一反論した抗弁書を提出したこともあ れは二度の法度はもちろん秀忠の厳命をも無視したものであっ ところが翌年、 上洛の際の朝廷 0) 本 あしく立て候人は、 めることになった。 直前に沢庵らが放免になったことから、 東海寺を創建させた。 寛永九年、 からも沢庵のもとへ見舞いの手紙や品々が届けられている。 同六年に沢庵らの流罪が決定した。 これは慶長 その後二年間はなぜか江戸に据え置かれた。 への帰依の念は強くなり、 秀忠の死去にともなう大赦で沢庵らの流罪は解 幕府ではこれを問題にした。 沢庵は玉室の法嗣正隠を出世させてしまう。こ の配慮として利用されたのかもしれない。 妙心寺の東源は陸奥弘前藩、 庵は二条城で家光と会見している。 沢庵が実兄への書簡に「日本国に我々名を なきように申し候」 八年の「勅許紫衣之法度」、 堀田 本来、 しかしこの流罪は沢庵の名声を高 正盛 幕府を憚るはずの大名 (臨 同一五年に沢庵のために品 JΪΪ 沢庵は出羽上山 と記すように一般 院 沢庵らの放免が家光 それに加え、 酒井 単伝は出羽秋田 元和 ためであった。 忠 元年の「大 この後家 勝 家光上洛 藩、 (長松 沢庵 の同 旗 玉 か

> 院 門外人家の移転による防火災の三条を応えた。そしてその それぞれ塔頭を創建している。 辞 後の希望を問い、 世の句 細川 夢」 光尚 の一字を残し示寂、 (妙解院)• 沢庵は山門仏殿の建立、寺後山路の往来禁止、 小 出吉親 正保二年 七三歳であった。 (雲竜院) (一六四五) らが 液束海· 家光は没

### 一、沢庵と小出氏

め められそれを辞退してい 徳寺内に塔頭創建の希望を述べるが、 に小出氏との関係が生じてい 吉政の葬儀は沢庵が行ってい 田に転封したあとは、 係はまだないと思われる。 故郷出石を離れ、 (一五九五)小出吉政が出石城主となった。この前年から沢 のうち小出吉英宛のものが 1/2 たのは、 ものがある。 小出氏との関係は沢庵が 宗鏡寺が旧主山名氏の菩提寺であることから ちなみに 大徳寺三玄院で修行中であり、小出氏 息吉英が出石城主となった。 る。 「書簡集」 吉政が慶長九年(一六〇四) 一〇九通でもっとも多い。 「由緒ある檀那」 元 たはずである。このとき吉英は大 るので、 和 二年の宗鏡寺再興を吉英に 所収の沢庵の書簡三六 当然のごとく、 沢庵から聚光院再興 う 位 同一 これ以前 文禄 八年の に岸 との 長く 庵 四 四

城主としての務めを強調したもの

では以下、 小出吉英宛沢庵書簡のなかから、 吉英が沢庵 に期

仕

幅広い る。 後陽成天皇・徳川秀忠に仕えた医者である。 物である。延寿院は二代目曲直瀬道三玄朔のことで、豊臣秀吉・ 延寿院やその弟子に付け医者にするつもりだと吉英に報じてい 教育を任されていたようで、 の弟子について「何れも我等知音」と述べている。 待したものが何であったかをみていきたい。 まず元和二年三月一六日付の書簡で、 李文長は朝鮮人の儒者、 人脈は吉英にとって大変魅力的なものであったと思わ 中庵を李文長に預け学問をさせ、 朝山意林庵の師として知られる人 沢庵は中 沢庵は延寿院やそ 庵 この沢庵 なる人物 n 0) 0)

を教訓して また寛永一一 年の書簡で、 沢庵は武士の大将としての心懸け

事、 にて、 衆も御座候つれ共、 御家人へハ、御情ぶり被」成、 は 忝物にて候へハ、 かりことに而候。 武士之大将のはかりことと見へ申候。 人の命をに而候仕様ニ、 命も忝ニおしからぬ物と見へ申 年よりはて、 はかりことハ 御一 御ことはにて御悦せ 言も主の御意ハ、身ニ覚、 知恵より出候はかりこと とめられぬ道にて、 御家にハ随分之 候。 被 成候 是も 皆々

> 被、成、 者をしかり、よき事のある者をハ、ほうひする儀も無」之候 とくもなきととり候へハ、善悪ともによく可ゝ成様ハ無ゝ之 の御情候ハゝ、 用に立可」申候。 はて申候。 様ニ あしき者ハ腹立候て、すでぶちをし、良き者も、 御仕立候事専用候。 よき事のある物ニ、 又次々ノ人の甲斐根性ヲ御覧立被」成、 あしき者、 あしき事の少あるをハ、 かさねてハよく可ゝ成候。 御一代之後、 扇壱本成共、 ゆるし見のかしに 御子達之代まて、 御ほうひにて、 情 あしき 0) き

候。

与えること、 に対し声をかけること、多少の悪事は見逃し、 と述べる。 このとき吉英は四八歳、 などと懇切に指導してい 沢庵は六二歳である。 善事には褒美を

は奉行としての心構えを 同一五年、 吉英が高野山大塔造営奉行に任ぜられると、 沢

とも、 かく可い有 召候へハ、在江戸不」被 麓ニ、先五六年も可レ有ュ御座 為可ゝ然義候へ共、当分御苦労御気遣迷惑と存事候。 か様ニ色々御役付被』仰付 かるかると被い成べ 御座 候間、 自」今之御分別の事候間、 成、 御物入無」之樣之御分別入事 候義者、 一候間、 御在国之心にて候間 高野之麓ヲ御住国と思 御親之所ハ、 御座 行々之御 高野之 申さハ 所な

内外之御交、御酒過可」申候。御養生ニハ能可」有」之候。中ニ御座候て、御国と江戸との御用被」叶儀候。江戸にてハ、御国へも五日之間御座候。江戸とハ半分道にても御座候。

と説い たはずである。 なっているから、 止 過飲しないから養生になること、 であるから両方の るからで将来のためには良いこと、 一めるように語っている。 た。 いろいろ役を付けられるのは将軍から親しまれてい 吉英にとっては沢庵は頼りになる存在であっ 御用が叶うこと、 この時の沢庵はすでに家光の側近に など奉行拝命を前向きに受け 江戸での交際がなくなれば 高野山は出石と江戸の中間

には 断候 沢庵からの養生の忠告は吉英の心に染みたと思われる。 光のことであろう。 得を記した書を与えている。 書て見せよと被」仰候時、 さらに沢庵は吉英に養生の心得をしばしば説い ハハン、 ある時は「御酒ハ少つゝ参候共、 「一冊かな書之もの進候。 御長命の端タルへク存候」 にも成候間、 吉英には持病があったらしい。 書申候下書御さ候間、 この「去る御方」とはおそらく家 可\有! 是ハ先年去 御覧 タバコハ此度永被」止、 と禁煙を勧め、 -候」と語り、 御方養生之心持を 此たび写申て進 てい それだけに 別の機会 養生の心 たよう 御

# 三、沢庵と細川氏

月には 早くから沢庵を「法器」として評価していたらしく、 我等共まて奉」存候事」と、沢庵・玉室・江月の和歌に感心した 仙院に宛てた書簡でそのことに触れ 解かれた寛永九年、 旨を記している。 沢庵初見はずっと遅れて寛永六年の紫衣事件で、 は始まっていたかもしれない。 0) りである。 ことに始まるが、 衣事件で忠利は沢庵らにはじめて注目したのであろう。 での崇伝・天海・ 、際の推薦人にもなっていることから、 沢庵と細川氏との関係は、 「御製共、 ただ幽斎の実弟玉甫紹琮が 秀忠の死去にともなう大赦で沢庵らの 藤堂高虎の詮議を報ずる書簡である。 その事実の確認はできないことは既述のとお 殊三人之長老衆之歌奇特千万成御哥之躰と、 細川忠利の熊本移封があったが、 沢庵が幽斎に和歌の批評を乞うた しかし『細川家史料』における 細川氏と沢庵との関係 派の彦老」 忠利が幕 沢庵 沢庵出: であり、 翌年二 この紫 は大 府内 世

満足令ゝ察候。 細川越中殿御国易、 無」之候。 人伝にて得 此比御使共給候。 大名に御成候。 ·御意 候。 未 懸っ 天下御外聞 細目 無双 御知人にて を候。 御

と述べている。このころまでには忠利の側から沢庵へ何らかの

のであろう。 跡を入手してい 知 働 き 人では か け ない が あっ としている。 るので、 たようである 沢 庵  $\sim$ が、 かしその三年後に 0) 関 沢 心 庵はまだ会っ は 1/7 ょ ŲΣ 忠利 よ高 たことも ま は つ 沢 7 庵 なく 0) VI 悪 た

₺ 光尚宛は八二通である。 の で、18 沢 権の 「書簡集」によれば、 忠利 宛の初見は、 忠興宛はゼ 口、 寛永一 忠利宛は 几 年 兀 74 月 <u>Ŧ</u>i. 付 通 0

1111 御 又 12 Z 札忝存、 は 静 に 必一 可 が被 入。候  $\Box$ 先頃 可 成 者、 申 也 御 承 忠庵迄、 覧 候。 候。 於 御合点不」参所候 乍、恐伝語申 :御尋: -- 者 可込為 候 つる。 25 本望 御 · 候。 貴 帰 面 玉 K 前

か。 とあ まっていた。 寛永一 る。 このころまでには、 四年の では忠利 忠利宛の沢 は 沢 当然、 、庵に何・ 庵書簡に を期待し 忠利と沢庵の によれば、 7 17 間 た 0) に は交流 で あろう が

御 於 12 一候て可 て候間 養生、 |.鎌倉|、灸被\遊、 '承候'。 無"御帰宅"分之由、 合点ニ入可 八祖檀経 少ツ 中 、御気も能候由 候 尤無..余儀 聞 候 迫 有 · 候。 躰ニ 珍重存候。 相積御物語: 被、演候文言 先為. 共

た翌年八月の忠利宛の とあり、 忠利 が 六祖 壇経 沢 庵書 を読 [智治 に に んでい ょ N ば たことが 知ら n る。 ま

> れとも、 ŧ 申 御下あとより書申候て、 進 被 尚 候間 候間 ک ۲ 仰 如何様之儀も、 候柳 こまこまと示給候。 其御理 但被申 右之心故、 かさねて閑居仕候時 但 をハ、 レ候つる。 書物之事、 心静にして居申候 無其儀候。 柳但可: 可進なと 定而 如 自 一一 入為 御 其うつしにて候 可 書中 上申請、 入,候間、 相認 ...其通 あらまし申候 ノ**ヽ** 先年あらまし 書写候て可 ·候。 其心得仕候 何事 先年之 ハすと ŧ

被近任 御暇 に、 期 御 自」是江戸へ可」有 目;と存儀候。 後 被选掛 出 信 ..御心 . 之段、 候而、 · 候。 』御心 候儀一入過分之至候。 恐々謹 早々御立之由候而、 諸悪莫作之意趣、 御下 別而可、為、御満足 . 候。 其節爰元ニ有合候者、 御状被」下候。 重 而 候。 委書付可い進 御国之御普請以 来春者御上洛 御 取 候。 可」懸 紛之間 万

うが、 を知る。 録 から とあって、 とであるか 巻四 書写すると断 これにも家光が関与していたらしく、 柳生但馬 忠利が 5 鳥窠道林」 忠利は公案に積極的 つ への書物とは 沢庵から禅の指導を積極的に受けて てい 章にみえる鳥窠と白居易との る。 「諸悪莫作之意趣」 「不動智神妙録」 に 取り 組 家光の許可を得て んで とは のことであろ 63 問答話 たようであ 『景徳伝灯 たこと のこ

走することになる。

乱後の同一五年六月の書簡で沢

権は、

る。また二年後にも沢庵は忠利に、

禅の公案に取り組み、 馬祖道一と龐居士との問答話のことである。このように忠利は でいたものか。 うである。 と書き送っているので、 が八三歳と長寿であったことにもよるが、忠利は病弱だったよ 起が起こり、 している云々の記述がある。 また忠利は父忠興よりも早く五六歳で亡くなっている。 すでにみた寛永一四年の沢庵の書簡に、 忠利はただちに国許に戻り、 「西江水之事」とは、 沢庵から禅の指導をうけていた。 このころは「西江水之事」 もっともこの直後に島原で農民蜂 『碧巌録』四二則にみえる 乱の平定のために奔 鎌倉で養生 に取り組 忠興 ん

候。 半と存候所ニ、 尚々、 丸なと常二参候事御無用ニ候。常にあまり薬参候事も、 事にてハ無之候。 専用に存候。 しやうかのしる、 家中手負死人数多之由、 島原之陣中さてさて御苦労、 大樹之御やうじやう、 御息災之旨承、 (略) つねに参候事あしく候へく候。 御やうしやうかんようにて候。 (略)御手前御気もつき候 悦申候。 中々大方之者之成 中庵処からも申越 御やうしやう ミツ

申候とて、色々之薬参候事御無用ニ候。(略)のけて薬をのミ申候ヘハ、珍候てきゝ申候。珍事を人同者御無用ニ候。まことの時、薬きゝ申さす候。とを

已後、 御尋候而、 御兵法之儀御穿鑿迄候。 ニテ、早々御快気珍重候。爰元無:別条,、大樹弥御気色能 妙なる儀被」成候。 切々御状被、下候。終返事不、仕、 逐、日御丈夫ニ被、為、成候。 るまゝにて、補薬参候ハゝ、弥病気増上可」仕候。能御分別 出可」申候。 滞気御破候ハゝ、 其後は補薬も苦間敷候。 少御所労之事候処、 筆作仕候。 補剤共参候ハゝ、気益候而、 数々御書物御吟味候而、 万病円三粒参、 略) 背,,本意,候。 柳生但州息災ニ御座候。 御快気之旨、 島原落城之 弥塞り御 此旨をと

の光尚に対し沢庵は、に先だち、五六歳で死去した。家督は一子光尚が継承した。そは無用と戒めている。その忠利も寛永一八年、父忠興(三斎)なことで、気が塞がった状態での補薬の服用は病気の増上になと述べている。島原の乱後の所労が万病円で快気との話は奇妙と述べている。島原の乱後の所労が万病円で快気との話は奇妙

候。(略)愚老事者、近年他にことなる御したしみにて候故、宗五公御跡式無事ニ結構被゛ 仰付゛、実嘆之中之御悦に而

事まてにて候。 様 今もまことしからす、 ₺ れ さてもさてもと俄に又驚様ニて、 略 御 玉 に 御座 候て、 不日 三御 参府 独手を打 Ł 候

不 御やうしやうをよく被」成、 被 成、 ,成御事ニ候。御やうしやうとい 過不」申事第一 也。 御 [達者ニ候 つ は 御 ノヽ ね 食物むさと不 は、 御 [奉公も

又一道の御やうしやう、御とし若候間ニ、 血 気破候て、 大病出申候。 右之二専用之御事にて候。 むさと候へ ノ**、** 

之様なる事 国をよく御持かため被」成候事専用候。 申候様こと、 は はしまても御心をそへられ、 御座候間、 常々家老へ被 大事之事にて御座候。 仰渡 古老之者とも二心を付 候事専用候。 御国ひろく候間 寺沢先年

との

候。 6 が 間 御国之御法度ニ堅成申とが人ハ、 略 ひなとさせられ 御分別ニ可、有。御座、候。大方之者くるしからさると 大赦とて、 御国之御きたうにハ、 御入国之御祝儀又ハ御きたうと思召て、ろうは か様之時の御きたうに、自」昔一 候は 類もなき御事たるへく候。 国の者あつと申候て悦可 其段者国 0) 御為に 度之儀候。 て候 ィ有 非

御身類間 ŧ 先此 のみきりハ御 ふるまひにも御出候事

> と細や 断できない状況であっ くに最後の家臣への用心には生々し 儀としての牢払い、 できないことを述べ、 お祝 用心 かな配慮の書簡を送っている。 別可、被、成候。 はにも色にも出し候てハ、 ミをも、 ろしき時代にて候。 何とそ御法度ニ被 ハ被」成間敷候。さやうニ候とて、色を人ニミせて仕たる ハ、細々召候て、御振舞なと被」成、 17 御 近年の忠利との昵懇、 座被、成す候とも、 かへつてあたに成物にて御座候。 人ハ仕物にて候。そばあたりの 家臣へ その後に養生、 たもの 用心とハ、 成候で可レ然候。 の用心を一つ書で教訓 人ニたくされ候てハ、 御前へハ家老随分之者ともを 心を用ると書申候 用心に成不」申候。 それ故にまだその死が実感 V 2 ものが 国固 まず無事家督を継げたこ 忝存候ニ可 め 略 ?ある。 0) 必要性、 者に 殊ニ 用之内ニ御分 してい 如何様のたく 人の 親 ŧ \被\成候。 (略) 類に る。 入国祝 御 心 よそ Ł 油 おそ 油 لح

また光尚に腫物ができた時 に

候間 候。 道三起請にて相伝候故 にて候由候。 うミ申 如 何と存候。 -由候間、 はすにてハ無」之候哉。 痔にて候 はすにてハ無」之候哉。 別人へ ハゝ、名誉之薬、 ハ申事不」成候へ共、 痔にて候へハ、 はすハ 殊外工能にて、 永引申にて 起請之罰 叮

二書付進候。 く候。きうたくへハ、別而無疎意候間、私弟子ニ仕候。別書く候。きうたくへハ、別而無疎意候間、私弟子ニ仕候。別書方書申候て進候。きうたくへ御相伝候而、調合させられ候本ハ、長老ニおわさせられ候事にて候間、申由候而、相伝候薬

てい と 医術知識と人脈 方があるので、 としている。 ろう。光尚は痔ではないかと言い、 る。 沢庵は心配している。「はす」とは、 沢庵は 道三と沢庵の関係、 もし痔であるならば、 休沢に相伝するから調合してもらうようにとし には注意しておきたい。 休沢は沢庵の弟子であり、 沢庵 曲直瀬道三から相伝した薬 悪性の腫物のことであ その腫物が治った時に は 「はす」ではない 沢庵の

ヲ可レ参候。 熱物ツヨキ物ヲサケラレ、 鹿狸其外獣等者、 今度之御腫物不思議存候。彌肉之物共ハ、常ニ参間敷候。 酒不」参、又悪食も不」被」成、美物も多ハ不」参由、 左様之所之腫物出候。 快気之旨、 自」何以珍重存候。 魚類ヨリツヨク候。 臓毒なとゝて出申候。 味能候而、 常酒を過、 魚類モ数多物にて候間 毒ニ不、成、 美食多参候衆ニ、 然共御手前 物ノアサキ 内々承候。 ハ御 牛

また光尚は熊本に妙解寺を建立しその住持の推薦方を沢庵にと、日頃の食生活の大切さを説いている。

依頼していたが、それに対し沢庵は、

野」も、 候。 同船下可、被、申候。 之 任 一人も無:'御座',候。啓室座元ト申単寮外之人御座候。(ニロッドฅジ) 就 名代之由申候間、其上者、 候処、無,,才学,候条、如何被,,申、 真前之焼香被、仕候分、 文字才学者雖、無,,御座,候。大徳派之修行相究、被,得, を被、為、請候ても不、苦儀ニ候。 御存」、私弟子とて、誰も無」御座 ||妙解院御建立||、住持分之人指図加申旨被| 五三年之内、 喝食立之人二而御座候。為,私名代,被,下候様申談 出世も可、被、仕任候。 其外行跡無沙汰之儀無」之人、於,紫 兎も角もと領掌被」申候間、 北一派之門中誰ニも相応 | 候。万派同源之事候。 辞退及,度々,候へ共、私 掃除勤行等被、致 : 仰聞 部可 天祐 誰 如

庵は、
していたらしいことである。光尚もそれが不満だったのか、沢が啓室を文字才覚がないと言い、啓室自身も才覚がないと辞退海寺の塔頭ではなく、熊本の妙解寺のこと。気になるのは沢庵と、啓室という龍嶽の法嗣を推薦した。ここにいう妙解院は東

間 跡モ能候間 此度下シ申啓室、 敷候。 掃地勤行タ、 御寺ノ焼香被、仕候共、若輩ナル事ハ有 北門派ニテ、 シク被、仕候へハ、 自 唱 食: |ソタチ被」申 万事済申候。 候。 右ニ 行

事二 遂 如 文字言句 之欠申儀 申 候間 師 偯 匠 ノ御用者被」仰 (領院力) 印可ヲ得申候 文字才覚ノ事 何方ノ寺ノ住持仕候テモ、不足ハ無 間敷候。 /١ 無 御座 本寺大徳寺ノ住持ヲモ 御大名之事にて候間 候。 紫野 派 御座 ノ参学ヲ 候。 持申 御 事

行

0)

なく か 重 つ た。 ねて啓室が 「文字言句 このことは光尚 住持として不足は 御 用 の住持 に しもあっ 0) たことを思わせる。 ないことを強 期待 が、 掃地勤行 調 せざるをえな

### 四 沢庵と家光

教行: 道を 何を期待してい 与した点で「崇伝らのはたした役割よりも大きい いる。そこで両氏 まず 沢 政上 通じ 家光に注込む 庵 日常の政務には携はらなかつ 家光が沢庵に関心をも と 一の諮問 家光の ての交わ たの 関 (高野山学侶行人相論 発につ りに終始」し、 所があった」とされ、 かという点に焦点を絞り検討してみ の評 価 41 ては、 も念頭 つ たの 「為政者家光の に置きながら、 既に辻善之助氏が、 た。 は 唯根本の精神の 倹約令) 千葉乗隆 おそらく柳生宗矩を通 人格形 に応 氏も 家光 と評 上に於 えただけ 沢 が 成 「専ら仏 価され た 沢 庵 は宗 に 庵 61

> なり早 じてのことであろう。 に提出された「書上」 Ł 0) ではあるが、 V) 時期 から 沢 文政一三年 庵のことを聞 宗矩は家光の がそのあたりの事 (一八三() かされてい 剣術指 南で 情 東海寺 たと思わ あ ŋ か n 家 寺社 光 は 後 か

思召二、 答、 尋候 共 大猷院 二参禅之功二候由被,致,,言上,候。 致 慕之思召有」之寬永九壬申年、 工夫ニ意ヲ尽シ、 以二誓詞 剣術之上 ル 候。 事曽テ無」之、寤テモ寐テモ 愚意ニモ最初未熟之処有」之、 処、 以上誓詞 意二 様剣術 被 間 観音通身手眼之道理ヲ被い示、 御相伝申上候上者、 御自 遊 江戸安堵蒙: 相叶 御不審之事、 |御尋|候処、 由 被遊鄉 -候儀及 御 □是以後自由ヲ得テ、 働 流之奥義不」残御相伝被 但馬守御同前ニ無」之段御 御 稽古:、 但馬守殿ヲ以御尋有」之、 免、 但馬守被, 度 一流之奥義残処無 恒一之道理ニ相叶候。 駒込堀 沢庵ヲ羽州上ノ山 柳生但 沢庵ト申僧ニ 依」之、 :申上:候者、 丹後守屋敷え寄居被 馬守 其已後、 唯今之剣刀身ニ 上様ニモ 申上 殿御 寤寐恒 禅法之儀 不審被人為 指 御 上様之儀 候。 配 座 南 々御返 此 所 沢 然処 被 候得  $\Xi$ 庵 儀 当 申 1) 御

内容的 と記 ず。 KZ 二世紀も後のもので俄に信じるわけに は お か しく は な 観音通身手眼之道理」 は ₹7 か な は、 61 が、

巌録』 矩に説いた『不動智神妙録』の世界でもあり、 公案を宗矩に課したことは十分考えられることである。 示すことから展開した話である。 象に応じて三三身に変化する、 身是れ手眼なり」に由来する。 「観世音菩薩普門品」)で説く観音の三三身、 八九則の 「(雲) 巌云く、 これは つまり観音の自由自在な働きを 師兄作麼生、 この自在な働きは 『観音経』(『法華経』 (道 沢庵がこの 観音は救済対 吾云く、 沢庵が宗 種の 第 通

宛書簡で沢庵は、 しばしば話題にしたらしく、寛永一三年九月末日付の小出吉英しばしば話題にしたらしく、寛永一三年九月末日付の小出吉英の背後にある禅の世界であったと思われるが、兵法に関してはこのように、家光の沢庵に対する最初の関心は、剣術や兵法

書物ニかゝり申て、 少つゝ書付て被ム申候へと、直に御意ニ候故。廿四 御伺候々し。 とそれへ出申、 其次ニ、 わが存分を申して見よなとゝ御意にて、但馬申分共御座候。 大方過て、 又廿四日ニ召候。 加賀守をもめして、そちなどは、 殊外御満足之由候 但馬をもめし、 申上候事共、 雑談共聞申と被」仰候て、加賀殿も、 初夜時分まて居申候。 登城も不」仕候。 御用多候へハ、御失念候間、 兵法の事ニ付テ、 廿七日ニ、 其 時 わかき程に、 沢庵前にて、 ハ御尋之事 日以後は、 冊書物申 御前 連々 ち

> らく 要望で、 後に柳生宗矩・堀田正盛が呼ばれて兵法談義があっ に沢庵が家光に呼ばれた時の家光の言を、 と報じている。 『不動智神妙録』 沢庵の言を一 この日 のことであろう。 書に認めたが、この一 は家光からの 「御尋之事」 同 書簡 冊の書 は が ?あり、 物とは この七日前 家 光の その お

をも、 う心得てと、 Ą 無理なる儀にてもあれ、仏道も昔之様ニなくおとろへ候故、 ニかゝりて、 心やすく物をも問事ぢや、 問度なとゝおもふて、 権現之為法度被、仰候て、 共 ツつゝはらし、 そちも定テよしミにおもふましきにてもなき程ニ、 御そバにて候へハ、 工夫三昧もならぬ身に而候間、 いかにもこまやかに御意にて候。 連々心づき候様にとおもふ程ニ、 ツハこころにもかけ候。 就,,之儀,、遠国へ台徳院被,遣候 天下之万事にかられ候て、 身がよびかへし、 胸のふしんと か様之事をも 左様之所 z

られる。 じれる。ここで家光は、紫衣事件の流罪は秀忠の行ったこと、記している。ここで家光は、紫衣事件の流罪は秀忠の行った。

家光は沢庵から何かの講義も受けていたようである。寛永一

四年 月 七日付宗鏡寺外六名宛書簡

八日ニハ、午時より参候。はや文字見え不」申候間、 御諚次第罷上儀ニ候間 一候て申様ニハ、 気ハ尽ぬと御意ニ候。 御気尽させられ候はん、 先 と申候 我ら儀 か様に 本をた 面白 何時 事 に

0)

年 とあ してだけ沢庵のことを考えてい 飽きないと言っている。 卢 る。 [月の吉英宛書簡で、 沢庵の講義は魅力的だったのであろう。 家光はそのような講義や たわけではなかっ た。 家光は少しも 相談の対象と 寛永一 Ŧī.

も有間 聞 この も被 者とも往来とも不」知躰にて、密々ニニ之丸へ召候事も、 談合にも立入り、 俗にても、 面 二之丸へ切々召候而、 略 むきに候ハねは、 つまて穏密之様ニ、 事 かゝニ候間、 成度思召候。 被 **!**敷候、 は、 仰 沢 わ 様ニハ、 庵 か用とあらんニ、いなとハ、 然は但馬下屋敷長屋之すみニ、 猶々 寺をも被,,仰付,、本丸へも罷出候様に、 人にはかきらぬ、 さ様之事も、 不、成事ニ候。 筑紫のはて、 物をも御問被」成候事、 二之丸へは 御問 あり事 御談合をも被」成度思召候。 其上諸宗諸寺之御仕置を 奥州のは かり 住宅仕候て、 了召候儀 限もなき事 誰 てにて僧にても が可」申そ、 世間ニかくれ ŲΣ ŧ つくの修行 よろつ御 な 11 かゝニ n は そ 外

٤ 二之丸だけではなく本丸にも出られるようにしたい、そのうえ 二に、「心やすく物をも問」える相談役への期待である。 禅の世界への関心である。これは柳生宗矩の示唆があっ 修行者然とした風体での登城は外聞 る。 で整理しておきたい。 なとの様 待していた。 ような存在は必要であった。 達しない 年寄衆との齟齬があったり、 筑紫のはて、 諸宗諸寺之御仕置」をもさせたい、これが家光の意向であった。 以上、 諮問を受けていることは天下周知のこと、 家康• 沢庵は家光の発言を書き記してい 思召候間、 果候已後迄も跡をも残し、 為にても候なとゝ、 状況 家光が沢庵の何に期待してい なとハ、 ナル御奉公」 秀忠には崇伝・天海がいた。 沢庵が江戸住宅の件を呑む があった。 奥州のはてにて僧にても俗にても、 任 誰が可」申そ」 御 意 まず第一に、 はご免被りたいと念を押さなければなら 数々之御意ハ、 申候へ、 それだけに家光は 家光の 第三に、 紫野の末寺と成候へハ、 は将軍としての矜持であ 寺も末々迄の残候為、 兵法 = 剣の道の背後にある 威光が強くなり諸事上聞 が良くないこと、寺を建て、 寺社行政職への期待であ る。 たのかをみてきた。 紙面にも不」被」述儀 時、 家光も沢庵にそれを期 沢庵が江戸 孤 「公界ヲ仕、 なのにいつまでも 独であ わか用とあら ŋ ,城で家光 本寺 沢庵 沢庵 家光 0) 相 第 0

気は尽きぬ」と言わせた名講義を沢庵はできる人であった。学にも通じた教養人であった。家光に「か様に面白き事には、当代一流の教養人沢庵への期待もあったと思われる。沢庵はなかったのは、家光にその気があったことを物語る。第四に、

# 五、沢庵の君臣論

たものであるから、大名の統治論といえるかもしれない。 だいる。これは流罪中の沢庵が上山藩主土岐頼行に書き与られている。これは流罪中の沢庵が上山藩主土岐頼行に書き与られている。これは流罪中の沢庵が上山藩主土岐頼行に書き与られている。これは流罪中の沢庵が上山藩主土岐頼行に書き与えたものである。いずれも土岐頼行・小出吉英という大名に書き与説」と題する四一八字という短文で、『明暗双双集』巻九に収め説」と題する四一八字という短文で、『明暗双双集』巻九に収め説」と題する四十八字という短文で、『明暗双双集』巻九に収め記』と題する四十八字という短文で、『明暗双双集』巻九に収め記』と題する四十八字という短文で、『明暗双双集』巻九に収め記述を表示というである。これは、「三字説」がある。二種類あり、一つは「三字記」を表示というない。

分に関する見解には、非常に判然たるものがあり、敢えて幕府それによれば、西氏は「沢庵和尚の我国に於ける君臣の大義名と教育」という論文で「沢庵の君臣観」と題して検討している。沢庵の「上中下三字説」については、西義雄氏が「沢庵和尚

ドモ、子ノ代ニナレバ、知行ヲ取落サレ、膏ヲシボラル、ナリ。 下に不正が生じ民を悩ますことになり、「己モ一代ハマギラカセ 人である。 は、 たし ニスル」ものだという。 n いときは君の徳が空しいことはない。 天の陽気・中和の気・地の陰気に相当するのが大人・明臣 る」とされた。 なりとせんとするが如き謬見の往々行るゝに対して此を正 コトヲ上へ申上ゲ、又上ノ心ヲ下へ申聞ケテ、上下通ズルヤウ のこの国体明徴論があるだけなので、以下、詳しく検討したい。 土の浜率土の辺、天皇の御支配に非ざることなき儀を明してゐ の御支配にして其他関八州は徳川、 0 み、 郡の主・一家の主も心持ちは同じである。庶人は万民のこと 権勢に屈せず、世と人とに対して国 ノ子不便ナルコトナリ」ということになる。 沢庵は先ず、 明臣とは「道正シク、 父母の間に子が産まれるのと同じことであるとする。この という視角から「天皇が京都に在す故に近畿地方のみ天皇 高位にいても下へ心を通ずるもので、それに欠けると臣 大人とは「天下ノ主」のことであるが、一国の 管見によれば、「上中下三字説」に関しては西氏 天の陽気と地の陰気が中和して万物生成するの 君は天地の徳を受け、臣下の道が正 明ラカナル臣下」のことで、「下々ノ 他は夫々の諸侯大名の支配 君たる人は下民を恵 |体の明徴を正 頼朝は三代で果 が み憐 庶庶 し率 主 あ

秀吉の御代は七〇年の内で滅んだことを鏡とすべきである。で、人を苦しめることが多ければ必ず滅ぶものである。信長・て、鎌倉殿は九代、足利家は一三代続いたのは理由のあること

臣 と述べ、君は天の代官、臣下は君の代官であるとする。この君 語り、「天下ヲシロシメス君ハ、天ノ御代官ナリ。 率土ノ地モ皆王土ナレバ、覆ヒノコス所ハナイゾ」 に続けて「君タル人ハ、天徳ヲ身ニモチ玉フナリ。 で通じる。これは君 を貫く。 12 ニタガヒ玉ハバ、畢竟御身ニ悪事来ルベキナリ。 が、 論は 具体化して、 御代官ニテ、人君ノ心ニタガハヾ、 は下を、 そして上中下の三字を図式化し、上中下の構造を説明する。 (中) が両者の仲介をするという意味であろう。 臣下がどこまでを指す か これは上が下に向かい、 なり抽象的である。 下は上を打ち返したもので、真ん中に棒を通して口 上 は民 かが曖昧である。 君は天皇を意味しているようであ (下)を思い、 下が上に向 必ズ後ハ其身亡ブベシ」 かい、 そのあたりを後 民は君を敬 臣下ハ、 然ルヲ天ノ気 と君主論を 何ナレ 沢庵はさら その間を口 人君 バ、 64

ノコトナルベシ。家トハ諸侯ノシロシメス分国ナリ。日本ナレバ、必ラズ畿内計リノコトニテハナシ。国トハ、天下国トハ王ノシロシメス所ナリ。王様ハ天下ヲシロシメス主

ソノ内ノ小割ニテ、唐ノ国郡ノワリナリ。日本ノワリニ不と一州々々ノコトナリ。県ハ郡ナリ、郷ゾ儻ゾナドト云、皆ニテ今ノ国取衆ノコトナリ。州と云ハ、遠州江州ナド、テ、

合コトナレトモ文章ナレ

バ

書付テモ無」詮義ナリ。

内を統治しているという事実がないのはもちろんであるが、 で問題が起こる。 て家とは分国で、 皇の権威が畿内に及んでいると一応は理解 と述べる。 位置づけがない。 申スナリ」と結んでい この王は天皇を指していると思わ 国豊ニ民楽ム。 王の統治は畿内ばかりではないと語るところをみる その統治は国取衆が 将軍がここには出てこない その曖昧さを残しながら、 恩恵仁風ガ和ラギ暢テ、 n 行っているという。 る。 しておきたい。 最後に「今コ もっとも天皇が 誠ノ聖代ノ春 のである。 そし ノ 時 天 逢

「一家ノ主」でも「心モチハ同ジ」ことであり、 与えたものであるから、 位置づけなのか曖昧であっても問題ではないといえる。 て領主の心懸けを教訓することに主眼があるからである。 この「三字説」「上中下三字説」 天皇の権威が畿内に及んでいるとの沢庵の 「天下ノ主」 のことであるが、 君が天皇を指すのか、 が土 |岐頼行・小出吉英に書き 国ノ主」「一 認識に 将軍がどういう 頼行や吉英に対 触 れたが、 郡 ノ主

朝恩について沢庵は「東海夜話」で、

恩-。 畿之内者。在,,上一人,故。今世 爵禄之及,,其身,者外。若謂,無,朝恩,。則我為可,說,之。帝 是憐"天下民,也。 畿内之民豈謂ႊ受',爵禄 ,之外無#朝恩',乎。蓋生',畿内,民者。 令吏,而禁獄。或逢,,水火之攻,。終喪,,其身,。可、悲矣。是 国。遠境之民者。朝光遠故。無、路、訴,其非法坐,。恣被、曲, 逢"非法坐"。令吏若行"非法」。 不¸知"有恩,。普天下無"不¸得"朝恩,者"。只聊有"浅深,乎。 実天禄也。 人皆朝恩不」可、軽矣。 至"其不」及者」。 畿外遠境之民。実可ゝ悲哉。 曽以不、知、有、朝恩、。是人以、愚故。 爵禄之及,,其身,者。 則訴」之以遁,其坐」。 雖、無、道。 所以聖王専以」道。 聊有」道故。民不」 聊似\知:朝 畿外之

をもって政治を行っているが、 ほぼ推察できる。 昧であるが、 は悲しむべきであるとの考えであろう。なぜ朝恩があるのか曖 されず、 今世雖、無、道。 るものはいないとの考え、畿内と畿外とを区別し、畿外の人民 と述べている。ここで注目されるのは、 そのため畿外の人民が悲惨を舐めるという。 ただ「爵禄」といい「帝畿之内者。在"上一人」故。 聊有、道故。民不、逢、非法坐、」ということから 要は 「聖王」である天皇が 何分その支配権が畿外まで貫徹 人として朝恩を蒙らざ 「憐!天下民こ 心 非法の罪

に逢うあたりは紫衣事件での自己の流罪体験を踏まえているよ

うにも思える。

る。 道 いる。 にあって変わらなかったのは天皇の権威であった。 ある織田・豊臣氏が亡ぶのを現実に見ている。この激動の時代 沢庵が生きた時代は戦国末期の動乱の時代であり、その覇者で 道の根拠が後述の沢庵の名分論と関係すると思うからである。 れば、「爵禄」は官位授与に当たる。 の儀に関しても天皇の許可を得て初めて実現していたのであ えていたとしても不思議はない。 の精神的権威内の大徳寺に籍を置く僧であるから素朴にそう考 だがいずれにしても、ここで沢庵は天皇の統治権に言及して まさに「爵禄之及,,其身,者」であった。 根拠になると考えていたことに留意したい。 官位授与・年号制定・暦制定が天皇の統治権的 大徳寺は勅願寺であり、 それと天皇の存在が「聊有 というのは 沢庵が天皇 権能とす 出世

もそも建前からいけば、将軍も「爵禄之及…其身,者」であるわ内計リノコトニテハナシ」という言葉に現れたといえよう。そられる。その現実認識が「帝畿之内者。在…上一人,故」や「畿あった。朝廷の権威は実態としては無力化しつつあったが、そしかしその一方で、沢庵の後半生は幕藩体制の確立期でも

けではあるが。

ことになる。この「公」と「私」について、沢庵は「泉南寓居記、秩序体系が「公」であり、そこから外れたものは「私」という論が沢庵にはあった。天皇はその頂点にいる。「爵禄」を通じたその「爵禄」を通じて身分社会が出来上がっているとの名分

是若非」愚即狂乎。 吁如\礼。 不善也。 介官位一。有一聖賢心一。雖、善」以入有二聖賢心一。 天下之公」。此意尤公論也。人多以"我有"聖賢之心」。 聖賢一人之私。 聖賢不蔑□□有:聖賢之心,者。未、尽:,聖賢之心,。 何矧又未、得 貴賎天下之公。不」可以以二人之私 聖賢心。 已謂、得。 妄気高而蔑人。 蔑...尊位 蔑 加 - 貴

愚との関係についてさらに と述べてい を批判することで間違ってい るからといって、 私的 公」のものである。 領域に属するものであるが、 る。 聖賢というのはその 貴介官位の者を蔑ろにするのは、 したがって、いくら自分には聖賢の心があ るという。 貴賎は天下の秩序体系で 人自身の問題であくまで 沢庵は「公」「私」と賢 「私」が「公」

モアリ。【私】縦有;賢智;。匹夫也。匹夫蔑;貴介尊位;豈可一、人修学シテ賢心アラハル。又匹夫トシテ自ラ賢心アル

礼。 乎。 在『官位』人ハ公也。以、私蔑、公へカラズ。 縦是孔子ノ智才アリトモ、 公 夫子従..大夫之後..。事..公卿之貴..。 人愚而! 居 ·尊位 · 。 才智ハ我私也。 縦愚モ其身尊位也。 敬 陽虎 才智ナクトモ .見..南子.。 不可

ろにすることは許されない、ここに沢庵の名分論がある。とである。才知は「私」、官位は「公」で、「私」が「公」を蔑評判の良くない衛の霊公夫人南子に謁見したことでも分かるこう問者のないの人孔子ですら、魯の下克上の覇者陽虎を敬い、多情でと述べる。たとえ賢智の人といえども匹夫は匹夫であり、たとと述べる。

府が 方にあるということになる。 庵は右の文章に続けて、「私を以て沙門に傷くるときは、 幕府という「公」を蔑ろにすることにはならない 事件を踏まえた発言とみるならば、 ときは、 12 自らの名分論とどう関わるか。 私 耻 しかし紫衣事件で沢庵が幕府の政策を公然と批判したことは 無し。 的なものであり、 「私を以て」行ったことであり、 則ち権威とても恐れなし」 其耻在 権。 其罪在と それがいかに正しかろうとも そもそも沢庵は幕府を を権し、 沢庵自身は と述べる。 「沙門の言行」 と述べており、 その耻 「沙門の言行正しき その 罪は か。 は これ 公公 権 「権威」= あくまで しかし 権 威川 則ち が紫衣 威 権力 沢 0)

も、沢庵の現実認識という点で看過できない。慶長一四年段階で、「国家権威長帰…源氏」」と明言している事実「公」はあくまで天皇にありそうであるが。ただ大坂の陣以前のとして認めていたかが問題である。既述の朝恩論からいけば、

が柳生宗矩に宛てた書簡に、は執拗に沢庵が江戸に来ることを要求した。そんな折り、沢庵流罪を解かれ大徳寺帰山を許された後のことであるが、家光

御意をハ背申さぬにて候。 共、上意にて候ハゝ、しな川辺まて参て、かゝミ申候ても、候儀候。さてわか身ニ取てハ、公界罷成身上にて無」之公へ候儀候。今当分者煩申候間、延句ハ可」被」申候。とけてハ 上記之由、防州被」申候を、いや罷下儀成間敷とも被」申儀

に宛てた書簡にも、 ることになるであろう。また同じ年(寛永一二年)に小出吉英を「公界」と称している。これは幕府を「公」権力と認めていと述べている。上意には逆らえないとし、家光に近侍すること

申、難、背、上意、候故、乍、迷惑、罷下用意仕候。之候。普天下之下卒土之浜、無、御国之外、候。其御国ニ居今度之御状、相煩申候共ト候へハ、以、煩可、申分、様モ無、

将軍が国王ということになろう。と述べており、普天下の下・率土の浜を支配する上意の主体=

さらに晩年の正保元年八月一一日付の小出吉英宛の書簡 愚老式 国王ノ恩とハ、又将公之恩ニ而候。 之恩、 なきと申事ハ無,御座,候。 用 申候。五百石知行御座候へ共、一年私三百六十日ヲ一日モ 居申ハ、 三時之勤行仕候ハ、為、報、四恩、ヲにて候。天地ノ恩、 是を報,国恩,と出家道には申候。 同事に候。只深き御恩ハ、 も可、存様無。御座。候。七斗二升ハ、何ノ浦に居申とても、 不、欠被、下候ても、七斗貳升之外ハ、知行之物私之身ニ不、 被」下候へは、当座ハちらして、自分之栄耀にハ、少も入不」 る申分ニて候間、米穀被」下候而、恩を報すへきと存候様ニ 由申候へは、 思召間敷候。是ハー分一分知」恩と申仏之道ニ而、 小袖帷一つ不」仕候故、 、父母之恩、衆生之恩是にて候。 国主之恩ヲ報申、 其国主之恩ニて候。 将公より自然にハ金子なと被い下、 却而御心にかゝり候由、 出家之勤行にて候故、 此国二居申事、 若なく候へハ、 知行被」下候義、重宝とも何と 其国ニ居申てハ、 先日も報恩謝徳と存書申 其内又一国一 勿論此国ニ居申候ハ、 御書中二候。 草木の実にても 是大恩ニて候の 此度も銀子共 祈祷をも 公界は 国之内ニ 先書に 出家之 国王

恩と存候。
のろめ、衆生済度すへき事不」成候。此国をゆるされ候事をおいるめ、衆生済度すへき事不」成候。此国をゆるされ候事を意ニ而御座候。国王将公国取之ゆるされすハ、此国に報をも申事ニ候。将軍様より知行被」下たとて、忝がる味ハ、俗

もある。その恩とは弘法利生を許されていることによる。で、仏教ではこれを国恩という。出家は三時の勤行で四恩を報で、仏教ではこれを国恩という。出家は三時の勤行で四恩を報で、仏教ではこれを国恩という。出家は三時の勤行で四恩を報いるだけである。深い御恩といえば、この国に居ることが大恩と沢庵は述べている。東海寺に賜った朱印地五○○石を重宝とと沢庵は述べている。東海寺に賜った朱印地五○○石を重宝と

王の二 申候 と考えていたと思われる。 王は天皇であるが実質的に国を支配しているのは将 くらせられ」と述べている。 したことを「国王之御前二間之所ニ居申候」「天子之御案内に 天皇である。この書簡に続く文章で、沢庵が後水尾上皇に拝謁 王将公国取」である。 ここでは国王に関して二種の表記がある。一つは ハ、国王ノ恩とハ、又将公之恩ニ而候」で、 重構造ということができる。 前者の国王は将軍であり、後者の国 つ 以上を併せ考えると、 まり国王の分裂、 沢庵にとって、 換言すれば もう一つは 形式論 軍であ 沢 「此国 権は、 王は 国 居 名 玉 玉 8

> 分論 将軍とならざるをえなくなる。 庵 0) 国 から 王観が形式論 W けば国王は天皇であるが、 名分論から実態論 紫衣事件を経過するなかで、 実態論 へとやや比重を移し か 5 けば 国王 沢 は

### (注

ことは否めない

のであるが。

- 思想大系『近世武家思想』岩波書店、一九七四年) 1 石井紫郎「近世の国制における『武家』と『武士』(日\*
- する)所収。以下、「紀年録」とする。2 『沢庵和尚全集』六(巧芸社、一九二八年、以下『全集』と
- 3 「明暗双双集」巻一(『全集』一)。
- 「夢窓国師語録」巻上(『大正新脩大蔵経』八〇)
- 6 「書簡集」八二号。

5

書簡集」

四二号

(『全集』

四

以下略す)。

4

- 7 「書簡集」三号。
- 8 「書簡集」六二号。
- 9 「書簡集」一二一号。
- 11 「書簡集」二七四号。
- 12 「御酒タバコ不参候心候哉。御持病も発不申候」(「書簡集」

二〇二号)。

13

「紀年録」慶長七年の条に「琮玉甫。 諱以、師為、法器、聘、之。

然師終不↘応焉」とある。

『細川家史料』九、三二九号。

14

『細川家史料』九、三五七号。

15

「書簡集」六〇号。

16

『細川家史料』一三、一一三七号。

書簡集」八一号。 九八号。

「書簡集」 一二五号。

書簡集」二二五号。

『日本国語大辞典』によれば、 方言で「頭にできる腫物」

「書簡集」二三一号。

27

「沢庵と将軍家光」(『日本仏教史』八、岩波書店、一九五三

22 21 20 19

18 「書簡集」

17

「書簡集」 一七六号。

23

(静

岡県・京都府・山口県)、 悪質の腫物の一種」 (富山県・岐

阜県)とある。

24 「書簡集」二二九号。

25 26 書簡集」二三五号。

32 31 30 34 33 29 「東海寺役者書上」(『全集』六)。 「書簡集」八四号。 『碧巌録』下(岩波文庫、 「書簡集」一〇二号。

36 35 「書簡集」一一五号。 『細川家史料』六、一

四一

『全集』一。 「書簡集」一一五号。

37 『祖録』寛永六年条に「又徒然に書しとて、三字の説といえ るものあり。小屛風に書たるをひきへかしたるもの、 四枚、

るものは、全く御文庫のものを写せしなり。(略)紀年録に、 御文庫にあり。 (略)此説の木板、東海寺塔中玄性院に蔵す

寛永十九年、為"小出吉英"作"上中下三字解"并造\図以為"

座右銘「云々。柳営年表録にも、 此事をいへり。されと始て

此を作しは、 謫所にての事なり。 羽州の丐士とあり、又春

雨菴とも有にて知へし」とあり、 また「この説についての

書翰も、 御文庫にあり。『貴札如,向顔,再三令,披閲,候/三

字之説之事承候。

即書申候。

又別に註をいたし進し候。

上

「江戸幕府の仏教政策」 九六七年)。 (圭室諦成監修 『日本仏教史』三、

昭和一二年)。

28

法蔵館、

### 北海学園大学人文論集 第 23 • 24 号 (2003 年 3 月)

和四〇年)。

48 47 46 45 44

43

「泉南寓居記」七頁(『全集』第二巻)。

同上。

41 42

40

39 38

> る。 ためである。 あけ下へさけ御覧可被成候。 貴札云々とあるのは土岐頼行が参勤交代で江戸にい (略)春雨菴/宗彭』」)とあ

中下の字を作申/たる様子を、

板にとち付て掛御目候。

Ŀ

『全集』二。

『紀年録』寛永一九年条に「為::小出吉英;作::上中下三字解

禅学会編『沢菴禅師の研究』(大東出版社、 并造」図以為,座右銘」」とある。

昭和一

九年)。

「東海夜話」下巻、 四~五頁(『全集』第五巻)。

小野信二「幕府と天皇」(岩波講座『日本歴史』近世二、 昭

「東海夜話」上巻、 六三頁。

「書簡集」七二号(『全集』第四巻)。

同上、二七四号。

同上、

七六号。